

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年9月

浜松市人事委員会



浜 人 第 5 1 号

令和元年9月30日

浜松市議会議長 柳川樹一郎様

浜松市長 鈴木康友様

浜松市人事委員会

委員長 多和田洋二

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

	(頁)
別紙第1 報告	1
1 勧告の対象職員	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間事業所の従業員の給与等の状況	3
(1) 給与改定等の状況	4
(2) 給与等の状況	5
4 公民給与の比較方法	5
(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方	5
(2) ラスパイレス方式による公民給与の比較	5
(3) 公民給与の比較における役職段階の対応関係	8
5 民間事業所の従業員の給与との比較	9
(1) 月例給	9
(2) 特別給	9
6 職員の給与水準	10
7 物価及び生計費	10
8 市内経済界及び労働界との意見交換	10
9 人事院の報告及び勧告の概要	10
10 むすび	14
(1) 本年の給与改定	14
(2) 給与等に関する課題	15
(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題	16
11 おわりに	28
別紙第2 勧告	31
参考資料	39

別紙第 1

報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立かつ公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 勧告の対象職員

第 1 表に示すとおり、本年 4 月 1 日現在における本市の総職員数は 8,826 人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員、小学校又は中学校に勤務する教員などの小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等学校等教育職給料表適用職員の 8,373 人である。

技能労務職員（自動車運転手、清掃業務員、用務員など）及び企業職員（上下水道部職員）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

第1表 適用給料表別職員数

適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,796人	勧告の 対象
うち事務職員・技術職員	(2,900人)	
医療職給料表	8人	
小学校中学校等教育職給料表	3,475人	
高等学校等教育職給料表	94人	
小 計	8,373人	
技能労務職給料表	204人	勧告の 対象外
企業職給料表(1)及び(2)	249人	対象外
総 計	8,826人	

2 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月1日現在の給与の実態を把握するため、「平成31年浜松市職員給与等実態調査」を実施した。当該調査は、第1表の勧告の対象職員数8,373人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員645人を除外した7,728人を対象としている。

このうち、月例給において、民間事業所の従業員の給与との比較の対象となる事務職員・技術職員2,640人（事務職員・技術職員2,900人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員217人及び平成31年4月採用の新規学卒者43人を除いた人数）の平均給与月額、第2表に示すとおり、平均年齢43.1歳で、給料333,728円、扶養手当10,314円、住居手当4,607円、その他20,827円の合計369,476円であり、平成30年の合計366,787円と比べて2,689円の増加（0.73%）となっている。

第2表 職員の平均給与月額の様況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員※1	
	平成31年	平成30年	平成31年	平成30年
給料	320,324円	318,151円	333,728円	331,671円
扶養手当	9,887円	9,352円	10,314円	9,941円
住居手当	4,828円	4,749円	4,607円	4,606円
その他※2	17,473円	17,272円	20,827円	20,569円
合計	352,512円	349,524円	369,476円	366,787円
(年齢)	(41.1歳)	(41.0歳)	(43.1歳)	(43.0歳)

(注) 1 公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。

2 「事務職員・技術職員※1」は、新規卒者を除いた公民比較の対象である。

3 「その他※2」は、地域手当、管理職手当、単身赴任手当等である。

[参考資料第1表 (42・43頁)]

3 民間事業所の従業員の給与等の様況

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である388の市内民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された121事業所を対象に「2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査」を実施することとした。

そして、本委員会は、上記121事業所のうち調査に御協力していただいた106の市内民間事業所で、本市の行政職(事務職員・技術職員)と類似すると認められる事務・技術関係職種5,748人及び医療・教育関係等職種390人の合計6,138人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の調査を実施するとともに、各民間事業所における給与改定等の様況についても調査を実施した。その結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給改定の状況

市内民間事業所のうち、新規大学卒業者の採用を行った民間事業所の割合は56.8%であり、そのうち、初任給を増額した割合は44.7%となっている。また、新規高等学校卒業者の採用を行った民間事業所の割合は44.1%であり、そのうち、初任給を増額した割合は51.6%となっている。

[参考資料第13表(83頁)]

イ 給与改定の状況

第3表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した民間事業所の割合は45.2%、ベースアップを中止した民間事業所の割合は3.7%、ベースアップの慣行がない民間事業所の割合は51.1%となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した民間事業所の割合は95.3%となっている。

第3表 民間事業所における給与改定の状況 (単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	45.2	3.7	0.0	51.1
課長級	35.3	8.8	0.0	55.9

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の民間事業所を除いて集計した。

第4表 民間事業所における定期昇給の実施状況 (単位:%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期 昇給 実施	定期昇給			定期 昇給 中止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化 なし		
係員	95.3	95.3	13.1	11.7	70.5	0.0	4.7
課長級	83.5	83.5	11.4	7.5	64.6	0.0	16.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない民間事業所を除いて集計した。

(2) 給与等の状況

ア 初任給

市内民間事業所における新規学卒者（事務・技術関係職種）の本年4月の初任給月額、大学卒で200,382円、短大卒で179,780円、高校卒で167,147円である。〔参考資料第11表（71頁）〕

イ 職種別給与

市内民間事業所における事務・技術関係職種の本年4月の平均給与額は、参考資料第12表（企業規模計は72・73頁、企業規模500人以上は74・75頁、企業規模100人以上500人未満は76・77頁、企業規模100人未満は78・79頁）のとおりである。

4 公民給与の比較方法

(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

公民給与（本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与）の比較は、月例給について、本市職員と市内民間事業所の従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本としている。本市職員においては事務職員及び技術職員について、市内民間事業所においては本市職員の事務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較（ラスパイレス方式）を行うものである。

このラスパイレス方式は、人事院が昭和34年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているものであり、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

(2) ラスパイレス方式による公民給与の比較

公民の月例給の水準を比較する方法は、本年4月分の本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）と市内民間事業所の従業員の事務・技術

関係職種の月例給の水準（平均額）を下記のとおり算出し、その両者の水準（平均額）を比較することとしている。

本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）については、「浜松市職員給与等実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる本市の事務職員及び技術職員（以下、「ラスパイレス比較対象職員」という。）の役職段階、学歴、年齢階層別（以下、「階層別」という。）の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別」の平均給与額に対応した「階層別」の本市職員数を乗じ、合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

また、市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）については、「職種別民間給与実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の「階層別」の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別」の平均給与額に対応した「階層別」の本市職員数を乗じ、合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の水準を比較する対象から除外している。

＜参考:ラスパイレス方式による比較とは＞

- ① 市職員・民間事業所従業員ともに「階層別」の平均給与額をそれぞれ算出

市職員	民間事業所従業員															
<table border="1"> <tr><td>大学卒 A歳階層</td></tr> <tr><td>298,000円</td></tr> <tr><td>282,000円</td></tr> <tr><td>278,000円</td></tr> <tr><td>3人:平均286,000円</td></tr> </table>	大学卒 A歳階層	298,000円	282,000円	278,000円	3人:平均286,000円	<table border="1"> <tr><td>大学卒 A歳階層</td></tr> <tr><td>307,000円</td></tr> <tr><td>297,000円</td></tr> <tr><td>295,000円</td></tr> <tr><td>281,000円</td></tr> <tr><td>4人:平均295,000円</td></tr> </table>	大学卒 A歳階層	307,000円	297,000円	295,000円	281,000円	4人:平均295,000円				
大学卒 A歳階層																
298,000円																
282,000円																
278,000円																
3人:平均286,000円																
大学卒 A歳階層																
307,000円																
297,000円																
295,000円																
281,000円																
4人:平均295,000円																
<table border="1"> <tr><td>大学卒 B歳階層</td></tr> <tr><td>329,000円</td></tr> <tr><td>320,000円</td></tr> <tr><td>291,000円</td></tr> <tr><td>290,000円</td></tr> <tr><td>280,000円</td></tr> <tr><td>5人:平均302,000円</td></tr> </table>	大学卒 B歳階層	329,000円	320,000円	291,000円	290,000円	280,000円	5人:平均302,000円	<table border="1"> <tr><td>大学卒 B歳階層</td></tr> <tr><td>331,000円</td></tr> <tr><td>321,000円</td></tr> <tr><td>306,000円</td></tr> <tr><td>293,000円</td></tr> <tr><td>289,000円</td></tr> <tr><td>278,000円</td></tr> <tr><td>6人:平均303,000円</td></tr> </table>	大学卒 B歳階層	331,000円	321,000円	306,000円	293,000円	289,000円	278,000円	6人:平均303,000円
大学卒 B歳階層																
329,000円																
320,000円																
291,000円																
290,000円																
280,000円																
5人:平均302,000円																
大学卒 B歳階層																
331,000円																
321,000円																
306,000円																
293,000円																
289,000円																
278,000円																
6人:平均303,000円																

- ② ①のそれぞれの「階層別」の平均給与額に、対応した「階層別」の市職員数を乗じ、合計して総額を算出

市職員	民間事業所従業員														
<table border="1"> <tr><td>大学卒 A歳階層</td></tr> <tr><td>286,000円×3人</td></tr> <tr><td>=858,000円</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td>大学卒 B歳階層</td></tr> <tr><td>302,000円×5人</td></tr> <tr><td>=1,510,000円</td></tr> </table>	大学卒 A歳階層	286,000円×3人	=858,000円	+	大学卒 B歳階層	302,000円×5人	=1,510,000円	<table border="1"> <tr><td>大学卒 A歳階層</td></tr> <tr><td>295,000円×3人</td></tr> <tr><td>=885,000円</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td>大学卒 B歳階層</td></tr> <tr><td>303,000円×5人</td></tr> <tr><td>=1,515,000円</td></tr> </table>	大学卒 A歳階層	295,000円×3人	=885,000円	+	大学卒 B歳階層	303,000円×5人	=1,515,000円
大学卒 A歳階層															
286,000円×3人															
=858,000円															
+															
大学卒 B歳階層															
302,000円×5人															
=1,510,000円															
大学卒 A歳階層															
295,000円×3人															
=885,000円															
+															
大学卒 B歳階層															
303,000円×5人															
=1,515,000円															

- ③ ②の総額を市職員の総数で除して算出した水準(平均額)を比較

市職員	民間事業所従業員				
<table border="1"> <tr><td>合計:2,368,000円</td></tr> <tr><td>8人平均: 296,000円</td></tr> </table>	合計:2,368,000円	8人平均: 296,000円	<table border="1"> <tr><td>合計:2,400,000円</td></tr> <tr><td>8人平均: 300,000円</td></tr> </table>	合計:2,400,000円	8人平均: 300,000円
合計:2,368,000円					
8人平均: 296,000円					
合計:2,400,000円					
8人平均: 300,000円					

(3) 公民給与の比較における役職段階の対応関係

公民給与について、月例給をラスパイレス方式により比較する場合の役職段階の対応関係は、第5表に示すとおりであり、人事院の対応関係と同様である。

第5表 公民給与の比較における役職段階の対応関係

本市職員	民間事業所従業員		
	企業規模 500人以上の 事業所	企業規模 100人以上500人 未満の事業所	企業規模 50人以上100人 未満の事業所
行政職給料表			
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

5 民間事業所の従業員の給与との比較

(1) 月例給

前記公民給与の比較方法に従って比較を行った結果は、第6表に示すとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を344円(0.09%)下回っている。

第6表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①－②
369,820円	369,476円	344円(0.09%)

(注)「民間給与」はラスパイレス方式により算出

(2) 特別給

市内民間事業所で支払われた特別給は、第7表に示すとおり、年間で所定内給与月額に相当する4.50月分に相当し、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.45月)が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っている。

第7表 市内民間事業所における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	328,526円
	上半期(A2)	329,540円
特別給の支給額	下半期(B1)	737,403円
	上半期(B2)	743,624円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.24月分
	上半期(B2/A2)	2.26月分
	年間	4.50月分

(注)「下半期」とは平成30年8月から平成31年1月まで、「上半期」とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

6 職員の給与水準

国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員について、平成 30 年 4 月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレ方式により比較すると、本市職員の指数は、100.0 である。（平成 30 年地方公務員給与実態調査（平成 31 年 3 月総務省公表））

7 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、平成 30 年に比べ、全国では 0.9%、浜松市では 0.6%増加している。

また、同局の家計調査における本年 4 月の 2 人以上の世帯の消費支出は、浜松市では 305,049 円（平均世帯人員 3.27 人、世帯主の平均年齢 56.9 歳）となっている。 [参考資料第 19 表（86・87 頁）]

8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、本年 6 月、例年同様に市内経済界及び労働界の方々から、地域の経済・雇用情勢等を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

9 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。

それらの概要は第 8 表のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返り分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について所要の措置を講ずるとともに、本市職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると認める。

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年は、前述したとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を344円(0.09%)下回っている状況である。

本委員会では、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準との均衡を図るという人事委員会の勧告制度の趣旨を踏まえ、次のとおり給料表の改定を行うことが適当であると考えている。

(7) 給料表

行政職給料表の改定については、大学卒に係る初任給を1,500円、高校卒に係る初任給を2,000円程度、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、所要の改定を行うことが適当である。

また、医療職給料表及び小学校中学校等教育職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うことが適当である。

なお、高等学校等教育職給料表については、静岡県高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

イ 期末手当・勤勉手当

本年は、前述したとおり、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っている状況である。

このため、本市職員の期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ4.50月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和2年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。

(2) 給与等に関する課題

ア 住居手当

人事院は、本年、住居手当について、国家公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、この改定により生ずる原資を用いて、民間事業所における住宅手当の支給状況等を踏まえ、最高支給限度額を1,000円引き上げる改定を行うよう勧告したところである。

一方、本市の住居手当制度は、国の制度を基本としているが、本委員会は、参考資料第17表「民間事業所における住宅手当の支給状況」(85頁)に示すとおり、本年の職種別民間給与実態調査において、本市民間事業所における住宅手当の支給水準(借家・借間居住者に対する住宅手当の月額最高支給額の中位階層:25,000円以上26,000円未満)と本市における住居手当の最高支給限度額(25,700円)が、おおむね均衡している状況にあることをも考慮し、国と同様の改定を行うことは適当ではないと判断して、本年については住居手当の改定を見送ることとした。

本市においては、引き続き住居手当制度をめぐる状況に適切に対応していけるよう、市内民間事業所における住宅手当の支給動向や、国及び他の地方公共団体における住居手当の支給動向等について調査・研究を進めていく必要がある。

(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題

ア 人材の確保及び育成

(7) 人材の確保

本市における人材確保の状況は、新規学卒者の減少や民間企業の旺盛な採用意欲等を背景に、引き続き厳しいものとなっている。複雑・高度化する行政課題に対応していくとともに、能率的で活力ある組織を維持していくためには、今後も多様で有為な人材を安定的に確保していくことが重要である。

a インターンシップの拡充

インターンシップとは、就職活動前の学生が企業などで就業体験する制度であり、職業研究の一環として大学3年生を中心に多くの学生が参加している。近年、本市を志望・受験する動機としてインターンシップを挙げる学生が多く見られることから、多様で有為な人材を確保するための重要な取組として、積極的に展開していく必要がある。

本市においては、第9表に示すとおり、時季や期間、目的に応じた様々なインターンシップを実施している。本委員会は、本年8月から9月にかけて実施した夏のインターンシップにおいて、できる限り学生の希望に応えられるよう、各職場に積極的な働きかけを行った。その結果、多くの職場の協力を得て、昨年度よりも受入れ人数枠を拡大し、本庁や区役所をはじめ消防、上下水道、教育委員会などの39課で74人の学生のインターンシップを実施することができたものの、受入れ職場や受入れ人数枠の面で、学生の希望に未だ応えきれていない状況となっている。

インターンシップを通じた職業体験は、学生にとって本市の仕事に対する漠然としたイメージを具体化させることにより、仕事への理解を深める機会であるとともに就職後のミスマッチを防ぐ有効な手段でもあることから、インターンシップの一層の受入れ人数枠の拡大を図る必要がある。

また、本市においては、市内中学校・高等学校からの依頼に対応した「各職場における仕事体験・職場見学」や「幼稚園・保育園での1日職業体験」も従来から実施しており、本市が担っている仕事に直接触れてもらうことで、そのやりがいや魅力をPRできる貴重な機会となっている。今後も、このような機会を含めて、学生の本市への受験・就職の動機付けにつながる取組を積極的に行っていく必要がある。

第9表 浜松市人事委員会が実施するインターンシップの状況

		平成30年度	令和元年度
夏のインターンシップ(8月～9月) (各職場での就業体験(2週間程度))	受入れ人数枠	48人	96人
	応募人数	106人	142人
	実施人数	41人	74人
夏のワンデーインターンシップ(8月上旬) (技術職・免許資格職向けの仕事現場の見学ツアー(1日))	受入れ人数枠	50人	50人
	応募人数	26人	19人
	実施人数	21人	16人
夏のワンデーインターンシップ(8月上旬) (市役所業務(行政事務)の疑似体験ワーク等(1日))	受入れ人数枠	60人	60人
	応募人数	148人	207人
	実施人数	74人	92人
冬のインターンシップ(2月) (各職場での就業体験(1～5日程度))	受入れ人数枠	33人	〔令和2年2月 実施予定〕
	応募人数	30人	
	実施人数	23人	
冬のワンデーインターンシップ(2月中旬) (市役所業務(行政事務)の疑似体験ワーク等(1日))	受入れ人数枠	30人	〔令和2年2月 実施予定〕
	応募人数	66人	
	実施人数	35人	

b 採用広報活動の積極的な取組

本委員会においては、多様で有為な人材を確保するための採用広報活動に積極的に取り組んでいる。本委員会が主催するものとして、毎年12月には、浜松市役所の仕事に興味を持っている就職活動前の学生を対象として、本市職員が職種別に仕事の内容や魅力を紹介する仕

事研究セミナーを開催し、多くの学生や保護者の参加を得ている。そして、毎年4月には、採用試験の受験希望者を対象とした職員採用説明会を開催している。本説明会においては、参加者に対して本市職員として働く魅力を市長自らが語りかけ、また、新規採用職員が自身の就職活動や入庁後の経験をパネルディスカッション形式で伝えたり、職種別のブースを設けて先輩職員が担当業務を説明するなどの採用広報活動を行っている。

また、本委員会は、採用担当者と採用職種の実務に携わる本市職員を、全国各地の大学で開催される学内セミナーに参加させ、本市の仕事に興味を抱く学生を対象として本市の仕事内容の紹介を行っている。さらに、Uターン・Iターン・Jターン就職を希望する学生に向けては、市内に所在する民間企業と合同で出展する首都圏・中京圏・関西圏での企業説明会や、静岡県などが主催する同大都市圏での合同企業説明会に積極的に参加している。

上記の採用広報活動以外の本委員会の取組として、本市の各職場で精力的に働く職員が仕事の魅力や内容について紹介している動画を配信し、また、SNSに登録した学生に対して、上記の採用イベントや採用試験の情報を提供している。今後も、就職先としての本市の魅力や仕事のやりがいを、学生に分かりやすく、より広範囲にPRしていくことが重要である。

また、本委員会は、応募者数が低迷している土木・建築などの技術職や獣医師・薬剤師などの免許資格職について、昨年度からこれらの職種を輩出している大学が主催する就職説明会へ、本市職員をリクルーターとして派遣し、本市の就職に関する説明に当たらせている。このような取組により採用につながる成果が現れてきたところである。今後も職種に応じた効果的な採用広報活動を展開していくことが必要である。

c 採用試験の方法

本市においては、昨年度から大学・大学院卒を対象とした行政職員（事務）の採用試験について、教養・専門試験を第一次試験として実施する従来の試験区分とは別に、多くの民間企業で導入されている適性検査と小論文を第一次試験として実施する試験区分を導入した。この新たな試験区分は、採用試験準備の負担軽減により、本年は5人程度の採用予定人員に対して民間企業との併願者など93人の応募者を集め、有為な人材の確保につながった。今後も、この新たな試験区分について検証を行うとともに、多様で有為な人材確保につながる採用試験の方法について、調査・研究を進めることが重要である。

d 消防ヘリコプター操縦士の確保と早期の運航再開

本市の消防航空隊は、平成21年に新設され、ヘリコプターの持つ機動性と迅速性を活用して、傷病者を搬送する救急活動、山岳遭難・水難事故の救助活動、山間部での消火活動を行うなど、市民の安全・安心に欠くことのできない極めて重要な役割を担ってきた。

本市消防航空隊は、新設時にはヘリコプター（アエロスパシアル式AS365型）1機に、同ヘリコプターの型式限定の資格（技能証明）を有する3人の操縦士を配置し、ダブルパイロット制（ローテーションを組んで、2人の操縦士が機長と副操縦士として常時、消防ヘリコプターに搭乗して運航する体制）で運航していたが、定年退職や他の地方公共団体への転職により、平成28年6月からは1人の操縦士による運航体制が続いていた。そのような中、昨年8月には、他県で相次いだ防災ヘリコプターの墜落事故を受けて、総務省消防庁から、十分な安全が確保されるダブルパイロット制での運航の早期実施を求められたことから、本市消防航空隊においては、ダブルパイロット制による運航に向けて、型式限定の資格（技能証明）を有する操縦士を早急に確保する必要に迫られた。しかしながら、上記資格を有する操縦士の確保ができなかったことから、昨年10月に

は、消防ヘリコプターの運航を休止することとし、併せて、本年10月の運航再開を目指して、操縦士を養成していくことを発表し、現在も運航休止の状態が続いている。

ヘリコプター操縦士は、全国的に不足している中、その確保は厳しい状況が続いている。また、前述のとおり、総務省消防庁が消防防災ヘリコプターのダブルパイロット制での運航の遵守を求めていることから、各地方公共団体においては、消防防災ヘリコプター操縦士の確保が一層重要な課題になると考えられる。

本市消防航空隊の消防ヘリコプターは、市民の安全・安心に欠くことのできない極めて重要な役割を担っているが、本年4月に天竜区で発生した山林火災では、本市消防ヘリコプターが運航休止のため出動できないなど、消防航空隊としての活動ができていない状況が続いており、今後の救急活動、救助活動、消火活動等の対応に向けた早期の運航再開が望まれている。任命権者においては、運航再開に向けたヘリコプター操縦士の確保が円滑に進むよう、早急に処遇の改善を検討し、その実現を図る必要がある。また、本市に所在する航空自衛隊浜松基地には、救難ヘリコプターを運用する浜松救難隊が設置されており、ヘリコプター操縦に従事する幹部（佐官・尉官）自衛官が若年定年制（54歳～55歳）により退職し、本市で再就職を希望することも十分に見込まれる状況にもあることなどから、再就職支援に当たる浜松基地援護室の協力を得るなどして、ヘリコプター操縦士の確保につながる取組も試みる必要がある。

(イ) 人材の育成

市民の幅広いニーズに的確・迅速に応えていくためには、自らが主体的に考え、意欲的・積極的に職務に取り組む有為な人材を育成して、組織全体の力を高めていくことが重要である。

任命権者においては、採用から退職までの長期的な視点に立ち、年齢層や役職段階等に応じて効果的な研修を計画的に実施して職員の能

力開発を進めるとともに、研修の受講や資格取得に自ら取り組む職員への支援を続けることにより、職員のスキルアップを一層進めていくことが必要である。

管理監督者においては、職場での実務を通じた人材育成の重要性を踏まえ、職員に対して困難な課題や新たな事業の企画立案などを積極的に担当させるとともに、適切な指導助言を行うことで、職員が成長を実感できる職場風土を醸成していくことが重要である。

(ウ) 女性職員の活躍推進

女性職員が、出産や育児などのライフイベントに左右されることなくキャリアアップを図り、その能力を十分に発揮して活躍できるようにすることは、組織の機能を維持・向上させ、質の高い行政サービスを提供していく上で重要なことである。

本市においては、平成 28 年 3 月に策定した「はままつ女性職員活躍応援プラン」にて、女性管理職（本庁課長相当職以上）の割合 15%、職員採用全体に占める女性の割合 50%、男性職員の育児休業取得率 10%などの数値目標を掲げており、その達成に向けた取組を進めることにより、女性職員の活躍推進を図っているところである。

任命権者においては、若手女性職員に対して、仕事意欲の向上を図り、自己実現や成長を支援する「キャリアアシスト研修」の実施や、中堅女性職員に対して、先輩女性職員の経験等を学ばせ、責任ある業務へのチャレンジ精神を養わせる「スキルアップ研修」の実施に引き続き取り組んでいくとともに、採用から退職までの長期的な視点に立って、女性職員の一層の活躍を推進するための環境整備や意識啓発を図っていくことが重要である。

(イ) 人事評価制度

人事評価制度は、平成 28 年 4 月から地方公務員法において職員の任用や給与等の人事管理の基礎として活用することが義務付けられている。また、来年 4 月から施行される会計年度任用職員制度においても

人事管理の基礎として人事評価制度を活用していくことになるため、その重要性が高まっている。

任命権者においては、会計年度任用職員制度をはじめとする新たな任用制度にも対応できるよう、随時、人事評価制度を見直し、改善を図っていくことが必要である。

管理監督者においては、人事評価を通して職員の意欲向上や育成を図っていくことの重要性を理解し、引き続き適切な人事評価や効果的な面談等を実施していくことが必要である。

イ 働き方改革と勤務環境の整備

我が国においては、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現するため、働き方改革の取組が進められている。昨年6月には、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等を目指して、労働基準法や労働安全衛生法などの改正を含む働き方改革関連法案が成立し、本年4月から順次施行されている。本市においてもワーク・ライフ・バランスの推進、職員の健康の保持・増進、公務能率の向上などの観点から働き方改革をより一層推進していく必要がある。

(7) 時間外勤務の縮減

長時間労働の是正に向け、本年4月に時間外勤務の上限を原則月45時間、年間360時間とした改正労働基準法の一部が施行された。これに合わせて、国においては人事院規則を改正し、本市においても、「浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」の改正を行ったところである。長時間労働は、職員の心身の健康に悪影響を及ぼすことから、任命権者においては、今般改正した上記規則を遵守する必要がある。

また、時間外勤務を縮減するための業務効率の向上を目指した取組が、官民間問わず積極的に行われている。時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康維持や公務能率の向上、さらにはワーク・ライフ・ balan

スの推進の観点から重要である。管理監督者においては、時間外勤務の時間数の削減のみに捉われるのではなく、業務の平準化や応援体制の整備に加え、業務のスクラップ・アンド・ビルドやプロセスの見直し、A I（人工知能）やI C T（情報通信技術）の活用の検討など、業務の削減・効率化を率先して行い、時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。任命権者においては、これまでに実施してきた時間外勤務の縮減に向けた取組を継続するとともに、職場の業務効率の向上につながる取組をフォローしていくことが重要である。

なお、賃金不払残業はあってはならないものであることから、管理監督者においては、職員の勤務時間を適正に管理する責務があることを自覚するとともに、職員の時間外勤務の状況を確実に把握し、賃金不払残業の防止に取り組む必要がある。また職員においても、時間外勤務の事前申請や出退勤時のタイムレコーダーの打刻など、基本的なルールを遵守する必要がある。任命権者においては、引き続き賃金不払残業の防止に向け、あらゆる機会を通じて指導及び周知の徹底を図ることが必要である。

(イ) 教職員の多忙な勤務の解消

学校が抱える課題が複雑・多様化する中、教職員の多忙な勤務の解消は喫緊の課題となっている。本委員会においては、一昨年度に市内の小学校2校、中学校1校、小中一貫校1校を訪問したことに引き続き、昨年度は市内の小学校3校、中学校3校を訪問して労働基準法及び労働安全衛生法に基づく調査を実施した。この調査の中で、各学校の教職員が通常の授業の準備以外にも、部活動や各種行事、生徒指導、保護者対応等のため朝早くから夜遅くまで勤務し、また休日にも出勤するなど、教職員の長時間にわたる勤務の状況を把握したところである。

今般、中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が示されたことから、文部科学省では、

各地方公共団体の教育委員会に対して学校における働き方改革に関する取組の徹底について通知を行うとともに、民間労働法制における時間外労働の上限規制の動向を踏まえ、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を制定した。

本市教育委員会においても、昨年度に引き続き、本年度も「学校における働き方改革のための業務改善方針」を策定し、教職員の多忙な勤務の解消に向け、部活動指導員や校務アシスタントの配置、学校閉庁日の設定などに取り組んでいるところである。本市教育委員会は、これらの取組を着実に進めるとともに、文部科学省が制定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえ、ICTの活用により教職員の負担を軽減しつつ勤務時間を正確に記録できる仕組みを整えるなど、教職員の多忙な勤務の解消に資する勤務環境を整備していくことが重要である。

また、学校における働き方改革を進めるためには、保護者や地域住民など学校に関わる全ての関係者の協力が不可欠であることから、本市教育委員会及び管理監督者は、働き方改革の必要性を保護者等の関係者に理解してもらうための取組を積極的に行っていく必要がある。学校現場で働く教職員においても、勤務時間外の連絡対応等の体制整備や長期休業期間における学校閉庁日の実施などの取組を通じて、多忙な勤務の解消に向けて意識を高めていくことが重要である。

(ウ) 柔軟な働き方の検討

社会全体で働き方改革の取組が進められている中、近年では、民間企業はもとより、国や地方公共団体においても、フレックスタイム勤務やテレワークなど、働く時間や場所を選択できる柔軟な働き方を試行・導入する動きが見られるところである。

これらの柔軟な働き方の選択肢を増やしていくことは、育児や介護を行う職員はもとより多くの職員が、職務に対して高い意欲を保持し、その能力を十分に発揮できるようになることから、公務能率の向上に資するものである。本市においても、市民サービスへの影響を考慮し

た上で、国や他の地方公共団体における取組について調査・研究を進めていく必要がある。

(エ) 年次休暇取得の促進

昨年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」のうち改正労働基準法の一部が、本年4月から施行されたことにより、民間企業においては、10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対し、5年以上の子次有給休暇を取得させることが義務化された。

一般職の地方公務員については、この規定は適用されないが、年次休暇の取得は、心身の健康の保持・増進と家庭生活の充実を図る上で効果的であることから、本市においても、その取得促進に努めていく必要がある。

管理監督者においては、計画的な業務の遂行や職場内における協力体制の構築により、職員が年次休暇を取得しやすい職場環境を整備するとともに、年次休暇の取得が進まない職員に対して面談の機会を設けるなどして、その職員が希望する日に年次休暇を取得できるよう配慮する必要がある。

(オ) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるだけでなく、職員が高い士気を持ち能力を十分に発揮することで、効率的かつ的確な市民サービスを提供するという観点からも重要である。

本市では、メンタルヘルス対策の取組として、メンタルヘルス相談や講習会、健康づくりイベントなどを実施してきた。また、ストレスチェックについては、職員に積極的な受検を呼び掛けており、昨年度の受検率は96.8%となっている。メンタルヘルス不調は、発生してから対処するのではなく、事前に防止することが重要であり、任命権者においては、これらの取組を継続的に行うことが必要である。

なお、本年4月に施行された改正労働安全衛生法により、産業医に

よる面接指導の対象者となる時間外・休日労働時間の要件が、従来の月 100 時間超から月 80 時間超に見直された。本市においては、以前から時間外・休日労働が月 80 時間を超える職員については産業医による面接指導を行っているところである。管理監督者においては、長時間労働によるメンタルヘルス不調を未然に防ぐために、対象となる職員が産業医との面接指導を確実に受けられるよう適切に指導することが重要である。

(カ) ハラスメント防止対策

本年 5 月に、パワー・ハラスメント防止対策等を含む「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、事業主には、パワー・ハラスメントに起因する問題を防止するための相談体制の整備など、雇用管理上の措置を講じることが義務付けられるとともに、セクシュアル・ハラスメント等について労働者が事業主に相談したこと等を理由とした不利益な取扱いを禁止するなどの防止対策の強化が規定されることとなった。今後、国において、事業主の講ずべき措置等について適切・有効に実施するための指針が定められることとなっている。

職場におけるハラスメント（パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等）は、職員の心の健康や職場の士気、公務能率にも悪影響を及ぼすことから、任命権者においては、今回の法改正の内容や今後定められる指針の内容を踏まえ、適切な措置を講じていくことが必要である。管理監督者においては、ハラスメントに関する正しい知識を持つとともに、日頃から職員とのコミュニケーションを密にし、引き続き良好な職場環境づくりを進めていくことが重要である。

ウ 会計年度任用職員制度

地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の 3 類型）の制度については、平成 29 年 5 月に公布された「地方公務員法及び

地方自治法の一部を改正する法律」が、来年4月に施行されることに伴い、一般職の非常勤職員となる「会計年度任用職員制度」の創設や特別職の任用及び臨時的任用の厳格化などが行われることとなった。

本市においては、今般、会計年度任用職員の報酬や給与等を定めた「浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例」の制定等を行い、職員の募集を実施しているところである。

任命権者においては、会計年度任用職員に係る勤務条件の内容について、現行制度で任用されている臨時・非常勤職員や新たに会計年度任用職員として任用を希望する者等に対して広く周知するとともに、引き続き来年度からの円滑な制度運用に向けた準備を進めていく必要がある。

エ 高齢層職員の能力及び経験の活用

本市においては、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられたことに伴い、定年退職者のうち希望する者を再任用し、その職員が長年培った知識や経験を活用しているところである。

そのような中、昨年8月、人事院は、国会及び内閣に対して「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行い、本年の人事院勧告においても、昨年意見の申出を踏まえ、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請している。

本市においては、引き続き再任用職員の活用の在り方や、人事院が昨年に意見の申出を行った定年の引上げについて、国や他の地方公共団体等の動向を注視しつつ、調査・研究を進めていく必要がある。

オ 公務員倫理

市民との信頼関係の維持は、市民協働を推進する本市にとって、円滑な行政運営を行う上で必要不可欠なものである。職員による不祥事は、市政全体に対する市民からの信頼を損なうだけでなく、他の職員の職務

に対する誇りとやりがいにも悪影響を及ぼすこととなる。

本委員会では、これまでも公務員倫理の保持について繰り返し言及し、任命権者においても職場単位でのグループ・ディスカッションや倫理研修の実施、全職員を対象とした「コンプライアンスセルフチェックシート」による自己点検などの取組を行ってきたところであるが、依然として、職員による不祥事が発生している。昨年度、懲戒処分に至った事案は4件（市長事務部局では児童買春1件、消防では傷害1件、教育委員会では酒気帯び運転など2件）発生し、本年度においても、懲戒処分に至った事案が3件（市長事務部局では利害関係者からの供応接待1件、教育委員会では生徒に対する不適切な行為2件）発生している。不祥事は、一部の職員によって引き起こされたものであっても、本市全体の問題として捉え、職員一人ひとりが自らの行動を真摯に見直していかなければならない。

職員においては、公務内外を問わず、法令遵守の意識を強く持ち、全体の奉仕者として高い使命感・倫理感が求められていることを改めて認識する必要がある。

管理監督者においては、自ら服務規律を遵守するとともに、職員の模範となるよう強く自覚する必要がある。また、不祥事を防止するためには、風通しの良い組織風土を醸成することが効果的であることから、職場内でのコミュニケーションを積極的に図っていくことが重要である。

任命権者においては、危機感を持って、あらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、厳正な服務規律の確保を図る必要がある。

1.1 おわりに

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているものであり、地域の民間事業所の水準に準拠して給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正

かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

本年の人事委員会勧告においては、公民の給与比較を行った結果、本市の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）が、市内民間事業所の給与水準を下回っていたことから、先に述べた内容の勧告を行うこととした。その結果、給与改定については、月例給及び特別給ともに平成 26 年から 6 年続いて引き上げることとなった。

職員においては、給与の引上げ改定の要因となった市内民間事業所の給与水準が、そこに勤務する多くの市民の不断の努力により確保・維持されていることを強く意識し、全体の奉仕者として高い使命感・倫理観を堅持して公務の公正かつ能率的な運営に尽力されたい。

任命権者においては、職員一人ひとりが職務に対する強い意欲と熱意を持ち続け、安心して職務に精励でき、その能力を最大限に発揮し続けられる良好な職場環境づくりに努められたい。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応していただきたい。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 公民給与の較差に基づく給与の改定

(1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表、小学校中学校等教育職給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

ア 令和元年12月期に支給される勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

イ 令和2年6月期以降に支給される勤勉手当の支給割合を0.95月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアは令和元年12月1日から、1の(2)のイは令和2年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員以 外の職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		

61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200					
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500					
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800					
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000					
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300					
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600					
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800					
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000					
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600	381,500						
95		295,200	343,100	381,900						
96		295,600	343,500	382,300						
97		295,800	343,700	382,600						
98		296,100	344,100	383,100						
99		296,500	344,500	383,500						
100		296,900	344,800	383,900						
101		297,100	345,100	384,200						
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	
	31	348,900	417,000	470,400	531,800	
	32	351,300	419,100	472,600	533,600	
	33	353,500	421,000	474,600	535,200	
	34	355,800	422,800	476,700	537,000	
	35	357,900	424,600	478,800	538,700	
	36	360,200	426,600	480,900	540,500	
	37	362,400	428,500	483,000	542,100	
	38	364,800	430,500	484,800	543,700	
	39	367,000	432,400	486,600	545,100	
	40	369,000	434,400	488,400	546,700	
	41	371,300	436,200	490,100	548,200	
	42	372,500	438,000	491,900	549,600	
	43	373,900	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300		

52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

小学校中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	451,700
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	452,200
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	452,700
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	453,200
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	453,700
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	454,200
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	454,700
	49	244,600	281,100	364,000	385,800	455,200
	50	246,000	283,000	365,500	387,300	455,700
	51	247,400	284,900	367,100	388,800	456,200
	52	248,600	286,900	368,700	390,200	456,700
	53	249,700	288,600	370,100	391,400	457,200
	54	251,100	290,900	371,600	392,700	
	55	252,300	293,200	373,100	393,800	
	56	253,300	295,700	374,600	394,900	
	57	254,500	297,700	376,100	396,300	

58	255,700	300,100	377,500	397,500
59	256,800	302,300	378,900	398,700
60	258,000	304,900	380,200	400,000
61	259,400	307,200	381,100	401,200
62	260,200	309,600	382,300	402,200
63	261,400	311,900	383,500	403,600
64	262,300	314,100	384,600	404,900
65	263,300	316,300	385,500	406,100
66	264,700	318,300	386,700	407,200
67	265,800	320,300	387,700	408,400
68	267,100	322,300	388,800	409,500
69	268,700	324,200	390,000	410,500
70	270,200	326,300	391,000	411,700
71	271,500	328,400	392,100	412,900
72	272,900	330,400	393,300	414,100
73	273,900	332,500	394,300	414,700
74	274,900	334,600	395,400	415,500
75	276,100	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		

120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
158		405,700			
159		406,000			
160		406,200			
161		406,400			
162		406,700			
163		407,000			
164		407,200			
165		407,400			
再任用 職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 備考
- 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
 - 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(参考資料)

目 次

	(頁)
1 市職員給与関係資料	
平成31年職員給与等実態調査の概要	41
第1表 給料表別平均給与月額等	42
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	44
その1 行政職給料表	44
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	46
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	48
その2 医療職給料表	50
その3 小学校中学校等教育職給料表	52
その4 高等学校等教育職給料表	55
第3表 給料表別、年齢別職員数	58
その1 行政職給料表	58
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	59
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	60
その2 医療職給料表	61
その3 小学校中学校等教育職給料表	62
その4 高等学校等教育職給料表	63
第4表 扶養親族数別職員数	64
第5表 住居手当の支給状況	65
第6表 通勤手当の支給状況	66
第7表 管理職手当の対象職員	67
第8表 職員数の比較	68
第9表 再任用職員の級別人員	68

2 民間給与関係資料

2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要	69
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	70
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	71
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	72
その1 公民給与比較の対象職種	72
その2 公民給与比較の対象外職種	80
その3 再雇用者	82
第13表 民間事業所における初任給の改定状況	83
第14表 民間事業所における定期昇給制度の状況	83
第15表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況	84
第16表 民間事業所における家族手当の支給状況	84
その1 家族手当の支給状況	84
その2 扶養家族の構成別支給額	84
第17表 民間事業所における住宅手当の支給状況	85
第18表 公民比較における比較対象従業員	85

3 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	86
-------------	----

1 市職員給与関係資料

平成 31 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった平成 31 年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 31 年 4 月 1 日現在における職員給与を調査したものである。

(2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ① 技能労務職員
- ② 企業職員
- ③ 臨時的任用職員
- ④ 休職中の職員
- ⑤ 育児休業中の職員
- ⑥ 在籍専従の許可を受けている職員
- ⑦ 派遣されている職員
- ⑧ 再任用職員
- ⑨ 任期付職員

(3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等 教育職給料表	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会 の定める指導主事
高等学校等 教育職給料表	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育 委員会の定める指導主事

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別構成比		平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
		男	女			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	%			%	歳	年	%
行政職	4,429	66.0	34.0	41.1	19.5	54.6	14.3	30.9	0.2
事務職員・技術職員	2,683	73.4	26.6	42.8	21.0	62.4	7.5	30.0	0.1
その他の職員 ※1	1,746	54.8	45.2	38.6	17.1	42.7	24.7	32.3	0.3
医療職	8	87.5	12.5	53.0	27.7	100.0	0.0	0.0	0.0
小学校中学校等教育職	3,199	51.4	48.6	43.4	20.7	96.5	3.5	0.0	0.0
高等学校等教育職	92	62.0	38.0	46.7	23.9	98.9	1.1	0.0	0.0
計	7,728	59.9	40.1	42.1	20.0	72.5	9.7	17.7	0.1
公民比較の対象 ※2	2,640	73.7	26.3	43.1	21.4	61.9	7.6	30.3	0.2

- (注) 1 「その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等
 2 「公民比較の対象※2」は、行政職（事務職員・技術職員）から新規学卒者43人を除いたもの
 3 「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。
 4 「通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

(平成31年職員給与等実態調査)

平均給与月額								通勤手当 ※4
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
320,324	9,887	10,267	340,478	4,828	7,142	64	352,512	7,142
331,410	10,148	10,758	352,316	4,562	9,721	105	366,704	7,325
303,290	9,485	9,513	322,288	5,237	3,178	0	330,703	6,861
537,930	18,625	48,252	604,807	9,638	67,463	355,325	1,037,233	14,364
376,882	7,494	11,720	396,096	3,899	5,162	6,359	411,516	4,960
415,799	12,728	13,226	441,753	5,247	4,250	4,841	456,091	6,766
345,098	8,939	10,943	364,980	4,454	6,350	3,095	378,879	6,242
333,728	10,314	10,841	354,883	4,607	9,879	107	369,476	7,300

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(平成31年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2									
3			3					1	1
4		27							
5		15							
6		31							
7		9	5						
8		34							
9	7	27	4						1
10	4	44							
11		18	11						
12	7	25	2						
13	1	13	8						4
14	4	50	12						4
15		13	57						3
16	15	22	7						4
17	3	15	23						
18	1	16	15						2
19		51	60						1
20	8	13	6						1
21	4	13	19					1	
22	1	11	15						2
23		46	60					1	3
24	13	12	12					2	
25	3	18	29				1	2	3
26	10	28	23					4	1
27		52	55	2				2	2
28	7	3	14	1				8	
29	70	5	21	1			3	10	
30	6	5	24	1	1		8	7	
31	12	3	53	3			27	3	
32	55	2	6	3			23	2	1
33	24	1	32	1			2	2	
34	8	1	25	1			7	3	1
35	8		49	1			4	4	1
36	3		13	4			6	1	
37	1		36	2			9	3	
38	2		13	1			3		
39			49	7		1	4		
40	2		11	1			4	2	
41			30	3			2		1
42	3		28	1		1			
43			38	7			5	1	
44			12	8		2	1	1	
45	1		32	13	1			1	
46	1		18	17	1	4	1		
47			29	18	1	1	1		
48			14	17	3	3			
49			23	32	2	6	1		
50			31	25		16	3		
51			27	23	5	27			
52			16	20	5	11			
53			34	24	3	24			
54			16	34	7	11	2		
55			39	35	10	12	2		
56			17	22	7	13	1		
57			40	34	3	20			
58			25	20	4	14			
59			53	27	8	6			
60			24	14	10	9			
61			27	20	9	3	2		
62			25	20	16	2			
63			43	27	13	4			
64			23	25	7	2			

号給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
65	人	人	23	10	15	3	人	人	人	
66			21	20	13	3				
67			37	21	13					
68			17	6	25	1				
69			34	14	10	2				
70			19	5	8					
71			28	19	4	1				
72			12	7	8	3				
73			13	11	6					
74			14	10	10	1				
75			23	4	1	2				
76			11	3	7					
77			20	5	3	19				
78			6	7	8					
79			19	4	3					
80			2	6	3					
81			9	3	9					
82			6	2	4					
83			3	1	16					
84			6	5	3					
85			3	5	12					
86			7	1	4					
87			10	2	15					
88			6		2					
89			13	1	16					
90			9	2	2					
91			5	3	4					
92			7	2	2					
93			7	3	31					
94			3							
95				3						
96			8	6						
97			6	12						
98			2	10						
99			3	10						
100			3	12						
101			4	76						
102			3							
103			1							
104			2							
105			1							
106			3							
107			2							
108										
109			4							
110			2							
111			1							
112			1							
113			1							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	284 (6.4)	623 (14.1)	1,876 (42.4)	826 (18.6)	373 (8.4)	227 (5.1)	122 (2.8)	61 (1.4)	37 (0.8)	
							総計	4,429 (100.0)		

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2								1	
3									1
4		18							
5		10							
6		19							
7		5							
8		19							
9	3	11	1						1
10		27							
11		3	1						
12	2	16	2						
13		9	3						4
14	1	35	8						4
15		3	36						2
16	8	11	3						3
17	2	10	8						
18	1	10	8						2
19		20	20						1
20	4	7	3						1
21		4	8					1	
22		9	8						2
23		22	26					1	3
24	1	9	4					1	
25	1	10	11				1	2	3
26	4	17	10					2	1
27		30	23	1				1	2
28	2	2	6					8	
29	42	1	12	1			2	8	
30	3	4	8	1			8	4	
31	2	1	33	2			25	3	
32	32	2	3	2			14	2	1
33	12	1	12	1			1	2	
34	2	1	16	1			5	3	1
35	2		29				4	4	1
36	1		7				6		
37			11	1			9	3	
38	1		3	1			3		
39			28	5			2		
40	2		7				4	2	
41			15	1			2		1
42			14	1		1			
43			19	3			4		
44			6	7		2	1	1	
45			17	9	1			1	
46			11	10	1	4	1		
47			15	15		1	1		
48			11	7	2	2			
49			12	23	2	6	1		
50			20	21		11	2		
51			13	19	3	22			
52			7	14	3	8			
53			22	13	3	18			
54			9	23	6	10	2		
55			26	24	5	12			
56			12	18	4	7	1		
57			21	28	2	15			
58			14	14	3	9			
59			30	18	5	4			
60			17	9	7	6			
61			18	14	6	3	2		
62			14	16	8	1			
63			26	19	7	2			
64			11	20	5	2			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	16	6	13	3	人	人	人
66			10	19	8	3			
67			30	15	6				
68			13	3	20				
69			20	12	8	2			
70			13	3	4				
71			13	14					
72			10	6	4	3			
73			6	10	5				
74			9	7	6	1			
75			13	4	1	2			
76			4	2	4				
77			14	4	3	16			
78			4	6	5				
79			14	3	2				
80				4	1				
81			3	1	4				
82			1	2	2				
83			2	1	10				
84			3	2	3				
85			3	3	7				
86			4	1	2				
87			6	2	14				
88			3						
89			8	1	11				
90			6	1	1				
91			4	1	2				
92			2	2	1				
93			5	1	28				
94			2						
95				3					
96			6	5					
97			4	6					
98			1	9					
99			3	8					
100			3	11					
101			3	47					
102			2						
103			1						
104			2						
105			1						
106			2						
107			1						
108									
109			2						
110			1						
111									
112			1						
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	128 (4.8)	346 (12.9)	1,012 (37.7)	587 (21.9)	248 (9.2)	176 (6.5)	101 (3.8)	50 (1.9)	35 (1.3)
							総計	2,683 (100.0)	

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3			3						
4		9							
5		5							
6		12							
7		4	5						
8		15							
9	4	16	3						
10	4	17							
11		15	10						
12	5	9							
13	1	4	5						
14	3	15	4						
15		10	21						1
16	7	11	4						1
17	1	5	15						
18		6	7						
19		31	40						
20	4	6	3						
21	4	9	11						
22	1	2	7						
23		24	34						
24	12	3	8					1	
25	2	8	18						
26	6	11	13					2	
27		22	32	1				1	
28	5	1	8	1					
29	28	4	9				1	2	
30	3	1	16		1			3	
31	10	2	20	1			2		
32	23		3	1			9		
33	12		20				1		
34	6		9				2		
35	6		20	1					
36	2		6	4				1	
37	1		25	1					
38	1		10						
39			21	2			2		
40			4	1		1			
41			15	2					
42	3		14						
43			19	4			1	1	
44			6	1					
45	1		15	4					
46	1		7	7					
47			14	3	1				
48			3	10	1	1			
49			11	9					
50			11	4		5	1		
51			14	4	2	5			
52			9	6	2	3			
53			12	11		6			
54			7	11	1	1			
55			13	11	5		2		
56			5	4	3	6			
57			19	6	1	5			
58			11	6	1	5			
59			23	9	3	2			
60			7	5	3	3			
61			9	6	3				
62			11	4	8	1			
63			17	8	6	2			
64			12	5	2				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	7	4	2	人	人	人	人
66			11	1	5				
67			7	6	7				
68			4	3	5	1			
69			14	2	2				
70			6	2	4				
71			15	5	4	1			
72			2	1	4				
73			7	1	1				
74			5	3	4				
75			10						
76			7	1	3				
77			6	1		3			
78			2	1	3				
79			5	1	1				
80			2	2	2				
81			6	2	5				
82			5		2				
83			1		6				
84			3	3					
85				2	5				
86			3		2				
87			4		1				
88			3		2				
89			5		5				
90			3	1	1				
91			1	2	2				
92			5		1				
93			2	2	3				
94			1						
95									
96			2	1					
97			2	6					
98			1	1					
99				2					
100				1					
101			1	29					
102			1						
103									
104									
105									
106			1						
107			1						
108									
109			2						
110			1						
111			1						
112									
113			1						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	156 (8.9)	277 (15.9)	864 (49.5)	239 (13.7)	125 (7.2)	51 (2.9)	21 (1.2)	11 (0.6)	2 (0.1)
							総計		1,746 (100.0)

その2 医療職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20			1		
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33				1	
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44				2	
45					
46					
47					
48				1	
49					
50					
51					
52				1	
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計 (構成比%)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (25.0)	6 (75.0)	0 (0.0)
				総計	8 (100.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		44			
18					
19		1			
20		51			
21		14			5
22					10
23					7
24		42			4
25		14			1
26		1			
27		1			4
28		34			11
29		21			9
30		31			19
31					12
32		37			18
33		13			6
34		42			10
35		2			3
36		40			1
37		11			1
38		49			2
39		1			1
40		28			
41		16			5
42		43			3
43		4			2
44		17			4
45		11			3
46		44			2
47		4			1
48		20			1
49		21			2
50		48			1
51		4			1
52		9			
53		20			
54		16			
55		2			
56		28			
57		7			
58		18			
59		13			
60		7			
61		6			
62		34			
63		4			
64		9			

号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
65			9			
66			33			
67			4			
68			18			
69			16			
70			30			
71			3			
72			1			
73			4		1	
74			4		30	
75			7		7	
76			26		2	
77			14		1	
78			34			
79			7	1		
80			16			
81			15		24	
82			29		7	
83			6	1	3	
84			13	1	24	
85			11	1	6	
86			7		6	
87			2		15	
88			3	1	3	
89			1	1	1	
90			1	2	2	
91			2	1	1	
92			5	3	6	
93			16	5	8	
94			7	2	1	
95			22	7	1	
96			14	2	1	
97			23	3	1	
98			11	2	2	
99			9		2	
100			15	2		
101			24	5	1	
102			17	1	2	
103			14	4	2	
104			14	1	1	
105			16		1	
106			12			
107			7			
108			19			
109			19	2		
110			11			
111						
112			3			
113						
114			2			
115			10			
116			12			
117			19			
118			13			
119			16			
120			20			
121			15			
122			15			
123			9			
124			17			
125			16			
126			15			
127			16			
128			10			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
129		15			
130		11			
131		19			
132		12			
133		8			
134		21			
135		7			
136		23			
137		16			
138		21			
139		15			
140		20			
141		11			
142		21			
143		18			
144		18			
145		32			
146		17			
147		27			
148		36			
149		14			
150		26			
151		45			
152		31			
153		37			
154		37			
155		46			
156		65			
157		87			
158		78			
159		74			
160		84			
161		78			
162		39			
163		14			
164		15			
165		21			
計 (構成比%)	0 (0.0)	2,840 (88.8)	48 (1.5)	162 (5.1)	149 (4.6)
				総計	3,199 (100.0)

その4 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30		1		
31				
32		1		
33				1
34				
35				
36				
37				1
38				
39				
40		1		1
41				1
42				
43				
44				
45				
46		1		
47				
48				
49				
50		1		
51				
52		2		
53		1		
54		1		
55			1	
56		1		
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64			1	

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
65		人	人	人	人
66			1		
67			2	2	
68				1	
69					
70					
71			1	1	
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81			1	2	
82					
83					
84					
85					
86			1		
87			1		
88			1		
89					
90					
91					
92					
93					
94			1		
95					
96			2		
97			1		
98			3		
99			1		
100			3		
101			1		
102					
103			1		
104			2		
105			2		
106					
107					
108			1		
109					
110			6		
111			1		
112			3		
113					
114					
115			1		
116					
117			1		
118			1		
119			1		
120			1		
121			1		
122			3		
123					
124					
125			1		
126			2		
127					
128			1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
129		1		
130		1		
131		1		
132		1		
133		1		
134		1		
135		1		
136		1		
137		1		
138		1		
139		2		
140				
141		1		
142		1		
143		3		
144		2		
145		1		
146				
147				
148		1		
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計 (構成比%)	0 (0.0)	80 (87.0)	8 (8.7)	4 (4.3)
			総計	92 (100.0)

第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

(平成31年職員給与等実態調査)

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下										
18歳		4								
19		11								
20		21								
21		20								
22		81								
23		99								
24		30	58							
25		9	90							
26		4	84							
27		1	111							
28		1	85	3						
29			83	8						
30		1	63	48						
31			29	88						
32			14	87						
33			2	125						
34	2		1	97						
35				113						
36				111						
37				129	2					
38			3	103	4					
39				120	10					
40				119	19					
41				118	37					
42				105	35					
43				108	60	3				
44				85	57	16				1
45				71	69	17	3	1		
46				56	64	27	3			
47				44	79	32	10	1		
48				32	54	31	10	4		
49				22	47	39	12	4		1
50				22	42	22	21	8	3	
51				13	37	25	12	6	3	
52				9	31	24	19	10	2	
53				9	32	15	15	9	3	
54				5	31	29	19	8	6	1
55				5	24	20	21	10	8	2
56				8	23	15	19	19	11	4
57				3	21	27	17	14	6	4
58				7	24	20	22	15	6	13
59				3	24	11	24	13	13	11
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66~69										
70歳以上										
計 (平均年齢)		284 (23.0)	623 (27.9)	1,876 (39.6)	826 (48.6)	373 (51.5)	227 (54.1)	122 (55.1)	61 (56.3)	37 (57.6)
									総計	4,429 (41.1)

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	1								
19	4								
20	8								
21	9								
22	37								
23	52								
24	12	34							
25	4	51							
26	1	43							
27		56							
28		43							
29		43							
30		46	20						
31		22	38						
32		7	42						
33		1	47						
34			50						
35			52						
36			56						
37			60						
38			62						
39			74	8					
40			62	9					
41			65	26					
42			57	21					
43			69	39					
44			54	43	6				1
45			51	54	5	2	1		
46			35	49	16	3			
47			32	62	19	6	1		
48			23	42	20	7	4		
49			17	38	33	8	4		1
50			14	28	15	17	8	3	
51			7	28	16	11	5	3	
52			7	23	20	16	8	2	
53			4	28	12	13	7	3	
54			2	17	23	10	6	5	1
55			2	9	17	16	9	7	2
56			6	12	12	17	15	8	4
57				15	19	14	10	6	4
58			3	17	10	16	11	5	12
59			1	19	5	20	12	8	10
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	128 (22.9)	346 (27.9)	1,012 (40.4)	587 (48.6)	248 (51.9)	176 (54.2)	101 (54.9)	50 (55.9)	35 (57.5)
								総計	2,683 (42.8)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	3								
19	7								
20	13								
21	11								
22	44								
23	47								
24	18	24							
25	5	39							
26	3	41							
27	1	55							
28	1	42	3						
29		40	8						
30	1	17	28						
31		7	50						
32		7	45						
33		1	78						
34	2	1	47						
35			61						
36			55						
37			69	2					
38		3	41	4					
39			46	2					
40			57	10					
41			53	11					
42			48	14					
43			39	21	3				
44			31	14	10				
45			20	15	12	1			
46			21	15	11				
47			12	17	13	4			
48			9	12	11	3			
49			5	9	6	4			
50			8	14	7	4			
51			6	9	9	1	1		
52			2	8	4	3	2		
53			5	4	3	2	2		
54			3	14	6	9	2	1	
55			3	15	3	5	1	1	
56			2	11	3	2	4	3	
57			3	6	8	3	4		
58			4	7	10	6	4	1	1
59			2	5	6	4	1	5	1
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	156 (22.8)	277 (27.6)	864 (38.4)	239 (48.8)	125 (50.9)	51 (54.5)	21 (56.0)	11 (58.8)	2 (58.4)
								総計	1,746 (38.4)

その2 医療職給料表

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		人	人	人	人	人
17歳以下						
18歳						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40				1		
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48					1	
49					2	
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56					2	
57						
58						
59						
60				1		
61						
62					1	
63						
64						
65						
66～69						
70歳以上						
計 (平均年齢)		0	0	2 (50.6)	6 (53.7)	0
					総計	8 (53.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
17歳以下	人	人	人	人	人
18歳					
19					
20					
21					
22		40			
23		58			
24		60			
25		84			
26		93			
27		90			
28		91			
29		85			
30		89			
31		67			
32		72			
33		70			
34		66			
35		73			
36		81			
37		59			
38		70			
39		56			
40		71			
41		48			
42		52			
43		50	1		
44		59	1		
45		74	1		
46		57	5	4	
47		62	3	2	
48		62	7	11	
49		54	13	10	
50		82	4	21	
51		88	8	23	3
52		67	1	19	4
53		87	2	16	6
54		87		16	17
55		91		17	22
56		104		7	18
57		109		10	22
58		125	2	3	29
59		107		3	28
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	2,840 (42.1)	48 (49.7)	162 (52.8)	149 (56.9)
				総計	3,199 (43.4)

その4 高等学校等教育職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
17歳以下				
18歳				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29		1		
30		1		
31		1		
32		3		
33		3		
34				
35		1		
36		1		
37				
38		3		
39				
40		2		
41		2		
42		5		
43		3		
44		7		
45		6		
46		7	1	
47		2		
48		4	1	
49		3	1	
50		6	1	
51		1		
52		5		
53		2	1	
54		1	1	1
55		3	1	
56		2		1
57		2	1	1
58				1
59		2		
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66～69				
70歳以上				
計 (平均年齢)	0	80 (45.7)	8 (52.1)	4 (56.7)
			総計	92 (46.7)

第4表 扶養親族数別職員数

(平成31年職員給与等実態調査)

扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる配偶者を有する者
1 人	986 人	349 人
2 人	1,175	406
3 人	820	607
4 人	209	184
5 人	23	20
6人以上	0	0
小 計	3,213	1,566
支給されていない職員	4,515	
合 計	7,728	

(注) 1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 扶養手当の額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級または9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については、3,500円)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第5表 住居手当の支給状況

(平成31年職員給与等実態調査)

区 分		職員数
支給されている職員		1,385 人
借家 ・ 借間	月額11,000円未満	5
	月額11,000円以上25,700円未満	303
	月額25,700円	1,077
支給されていない職員		6,343
合 計		7,728
支給されている職員1人当たりの額		24,850 円

第6表 通勤手当の支給状況

(平成31年職員給与等実態調査)

区 分	支給月額	職員数
	円	人
支給されている職員		7,147
交通機関利用者		869
交通用具（自動車等）使用者		6,180
片道5km未満	2,000	1,677
片道5km以上 10km未満	4,200	2,312
片道10km以上 15km未満	7,100	1,197
片道15km以上 20km未満	10,000	531
片道20km以上 25km未満	12,900	222
片道25km以上 30km未満	15,800	82
片道30km以上 35km未満	18,700	38
片道35km以上 40km未満	21,600	44
片道40km以上 45km未満	24,400	27
片道45km以上 50km未満	26,200	25
片道50km以上 55km未満	28,000	6
片道55km以上 60km未満	29,800	10
片道60km以上	31,600	9
交通機関と交通用具の併用者		98
支給されていない職員		581
計		7,728
支給されている職員1人当たりの額	6,749円	

(注) 通勤による環境への負荷の低減を図るため、令和3年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。

第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(平成31年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	130,300	技術統括監	1
2種	104,200	部長、区長	23
3種	99,100	担当部長	6
4種	94,000	参与	10
5種	82,200	次長、副区長	40
6種	77,400	参事、本庁の課長	102
7種	66,400	副参事	42
8種	62,300	区役所の課長	24
9種	51,900	専門監	203
10種	49,600	本庁の課長補佐	22
11種	46,300	区役所の課長補佐	18
その他		病院長ほか	2
計			493

教育職員給与条例適用者

(平成31年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種	82,200	次長	1
4種	77,400	参事、本庁の課長、小学校長、中学校長	21
5種	66,400	副参事	5
8種～10種	70,100～52,600	小学校長、中学校長（4種除く）	125
11種	72,800	高等学校長	1
12種	52,900	高等学校副校長	1
13種～14種	52,500～43,700	小学校教頭、中学校教頭	147
15種	44,100	高等学校教頭	1
計			302

第8表 職員数の比較

(平成31年職員給与等実態調査)

区分 給料表	平成31年4月 (A)	平成30年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
行政職	人 4,796	人 4,838	人 △ 42	% 99.1
事務職員・技術職員	2,900	2,938	△ 38	98.7
その他の職員※	1,896	1,900	△ 4	99.8
医療職	8	8	0	100.0
小学校中学校等教育職	3,475	3,447	28	100.8
高等学校等教育職	94	111	△ 17	84.7
技能労務職	204	224	△ 20	91.1
企業職	249	253	△ 4	98.4
計	8,826	8,881	△ 55	99.4

(注) 1 対象は、一般職の常勤職員

2 「その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

第9表 再任用職員の級別人員

フルタイム勤務職員

(平成31年職員給与等実態調査)

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 0	人 11	人 0	人 0	人 0	人 2	人 0	人 1	人 14

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 84	人 0	人 4	人 0	人 88

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等教育職	人 0	人 2	人 0	人 0	人 2

短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 11	人 389	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 400

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 84	人 0	人 0	人 0	人 84

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等教育職	人 0	人 1	人 0	人 0	人 1

2 民間給与関係資料

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間事業所における従業員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所388事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種、その他の職種54職種、合計76職種
（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から無作為に抽出された121事業所の実地調査を行った。
調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。
なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係375人、初任給関係以外の調査職種5,763人（行政職に相当する調査実人員5,417人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、29,444人であり、行政職に相当するものは22,872人である。）

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 10 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(2019 年 (平成 31 年) 職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	106	19	13	16	44	14
農業, 林業, 漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	7	2	0	0	3	2
製造業	57	8	7	9	24	9
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	17	3	3	5	6	0
卸売業, 小売業	5	1	0	0	3	1
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	6	2	1	0	3	0
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	14	3	2	2	5	2

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が 15 所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業 (他に分類されないもの)」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学卒	199,281	201,121	196,153	* 199,991
		短大卒	178,760	180,172	176,432	* 179,660
		高校卒	165,900	165,028	166,695	* 166,806
	新卒技術者	大学卒	202,400	207,783	198,970	* 197,806
		短大卒	181,348	186,980	175,487	* 180,075
		高校卒	169,008	171,508	166,874	* 168,794
	新卒事務員・技術者計	大学卒	200,382	203,006	197,296	198,899
		短大卒	179,780	182,632	176,036	* 179,844
		高校卒	167,147	167,274	166,773	167,741

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考		
			きまっ て 支給す る 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
							円	円
支店長 ・ 工場長 事務部長 事務次長 事務課長 技術部長 技術次長 技術課長	支店長	5	49.7	889,596	1,340	888,256	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	
	大学卒	4	51.3	987,112	0	987,112		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	6	53.0	729,272	1,427	727,845		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	53.1	750,663	1,714	748,949		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	136	53.1	628,519	554	627,965		2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	113	53.4	644,084	510	643,574		
	短大卒	7	54.9	548,796	0	548,796		
	高校卒	15	50.3	554,552	1,147	553,405		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術部長	81	52.2	619,581	1,394	618,187	同上	
	大学卒	58	51.7	644,599	1,922	642,677		
	短大卒	9	52.6	521,271	0	521,271		
	高校卒	13	54.4	573,843	0	573,843		
	事務次長	122	52.1	655,995	7,476	648,519	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)	
	大学卒	104	52.1	670,063	7,577	662,486		
短大卒	6	49.9	579,449	142	579,307			
高校卒	12	53.5	506,789	10,436	496,353			
技術次長	99	51.1	627,334	188	627,146	同上		
大学卒	67	51.1	655,520	255	655,265			
短大卒	9	50.4	489,978	0	489,978			
高校卒	23	51.5	569,363	0	569,363			
事務課長	387	49.9	553,212	8,487	544,725	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	267	49.9	571,517	9,754	561,763			
短大卒	38	49.0	493,879	3,644	490,235			
高校卒	81	50.5	510,431	5,871	504,560			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術課長	295	50.1	550,712	10,030	540,682	同上		
大学卒	185	50.2	578,082	7,901	570,181			
短大卒	43	49.7	506,867	8,738	498,129			
高校卒	67	49.7	475,153	18,928	456,225			
中学卒	-	-	-	-	-			

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	181	48.6	529,241	52,871	476,370	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	142	48.0	531,011	58,516	472,495	
	短 大 卒	14	47.6	509,680	48,256	461,424	
	高 校 卒	23	53.3	510,051	26,297	483,754	
	中 学 卒	2	46.9	513,812	5,578	508,234	
	技術課長代理	179	50.2	535,393	76,010	459,383	
	大 学 卒	130	49.8	542,782	78,698	464,084	
	短 大 卒	16	51.4	475,786	52,910	422,876	
	高 校 卒	32	51.3	522,402	71,816	450,586	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	490	46.7	475,739	65,105	410,634	
	大 学 卒	241	44.5	477,073	64,957	412,116	
	短 大 卒	78	47.1	432,616	49,810	382,806	
	高 校 卒	166	50.5	488,591	69,639	418,952	
	中 学 卒	5	56.8	708,176	188,807	519,369	
	技術係長	356	45.8	474,557	73,506	401,051	
	大 学 卒	221	45.0	480,539	74,340	406,199	
	短 大 卒	37	46.8	466,687	81,499	385,188	
	高 校 卒	96	47.4	463,412	68,597	394,815	
	中 学 卒	2	42.6	366,498	35,062	331,436	
	事務主任	399	43.1	391,446	47,275	344,171	
	大 学 卒	210	39.6	386,949	46,829	340,120	
	短 大 卒	72	46.2	366,745	40,284	326,461	
	高 校 卒	115	47.1	405,886	51,974	353,912	
	中 学 卒	2	54.4	381,398	15,456	365,942	
	技術主任	343	42.9	410,600	54,902	355,698	
	大 学 卒	184	36.4	389,625	63,253	326,372	
短 大 卒	40	42.9	360,268	54,569	305,699		
高 校 卒	118	51.3	445,386	46,405	398,981		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
事務係員	1,305	36.5	302,881	35,066	267,815		
大 学 卒	659	33.0	317,213	43,818	273,395		
短 大 卒	231	39.6	278,104	23,694	254,410		
高 校 卒	411	40.2	292,209	26,782	265,427		
中 学 卒	4	55.8	341,862	34,683	307,179		
技術係員	1,033	37.7	358,960	58,933	300,027		
大 学 卒	504	34.6	348,428	54,633	293,795		
短 大 卒	166	43.3	367,251	58,706	308,545		
高 校 卒	356	38.5	364,923	63,053	301,870		
中 学 卒	7	46.0	461,206	99,774	361,432		

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。) 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。) 2課以上又は構成員20人以上 の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。) 同 上 上記部長に事故等のあると きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、 中間職(部長一課長間) 同 上 2係以上又は構成員10人以上 の課の長、職能資格等が 同等と認められる課の長及 び課長級専門職 同 上
	5	49.7	889,596	1,340	888,256	
	4	51.3	987,112	0	987,112	
	-	-	-	-	-	
	*	*	*	*	*	
	-	-	-	-	-	
	6	53.0	729,272	1,427	727,845	
	5	53.1	750,663	1,714	748,949	
	*	*	*	*	*	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	87	53.4	695,564	656	694,908	
	79	53.2	704,242	491	703,751	
	2	59.0	699,195	0	699,195	
	6	54.8	579,151	3,015	576,136	
	-	-	-	-	-	
	48	51.8	687,335	2,485	684,850	
	39	51.7	706,662	3,019	703,643	
	5	52.3	589,626	0	589,626	
	3	52.2	616,610	0	616,610	
	*	*	*	*	*	
	108	52.2	674,287	8,013	666,274	
	98	52.2	678,664	7,769	670,895	
	4	47.8	619,179	200	618,979	
	6	53.8	602,887	21,426	581,461	
	-	-	-	-	-	
	64	51.8	679,998	250	679,748	
54	51.6	684,759	293	684,466		
3	53.6	583,069	0	583,069		
7	53.3	672,656	0	672,656		
-	-	-	-	-		
239	50.8	598,781	10,193	588,588		
181	50.6	610,699	10,373	600,326		
18	50.5	534,027	7,657	526,370		
40	52.2	559,471	10,269	549,202		
-	-	-	-	-		
183	50.9	596,785	5,589	591,196		
134	50.9	608,798	5,224	603,574		
21	51.2	561,121	5,535	555,586		
28	50.7	529,612	8,576	521,036		
-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考		
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							人	歳
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	154	49.0	539,107	53,392	485,715	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	120	48.2	544,425	59,020	485,405		
	短 大 卒	12	47.7	517,466	46,426	471,040		
	高 校 卒	21	53.8	517,246	26,467	490,779		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	141	50.6	551,045	80,746	470,299		同 上
	大 学 卒	106	50.4	558,453	84,626	473,827		
	短 大 卒	12	51.5	486,668	56,449	430,219		
	高 校 卒	23	51.4	540,253	70,865	469,388		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	315	47.4	508,252	72,823	435,429		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	173	44.7	500,505	71,129	429,376		
	短 大 卒	43	47.7	459,036	53,063	405,973		
	高 校 卒	95	53.2	544,000	83,349	460,651		
	中 学 卒	4	57.5	731,541	175,716	555,825		
	技術係長	253	46.2	486,662	74,592	412,070		同 上
	大 学 卒	166	45.3	490,344	75,654	414,690		
	短 大 卒	24	47.3	481,177	82,262	398,915		
	高 校 卒	63	48.2	478,015	68,181	409,834		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	252	42.6	390,961	45,339	345,622		係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	149	38.4	390,144	46,389	343,755		
	短 大 卒	37	47.6	381,536	40,414	341,122		
	高 校 卒	65	48.8	399,826	47,187	352,639		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	232	43.0	419,111	54,153	364,958		同 上
	大 学 卒	134	35.6	389,667	62,973	326,694		
	短 大 卒	16	43.3	404,899	73,312	331,587		
高 校 卒	81	53.5	463,019	39,429	423,590			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事務係員	755	36.2	324,067	42,549	281,518			
大 学 卒	430	32.2	333,426	51,543	281,883			
短 大 卒	104	41.5	303,775	31,625	272,150			
高 校 卒	217	41.3	314,360	29,828	284,532			
中 学 卒	4	55.8	341,862	34,683	307,179			
技術係員	638	38.0	361,498	52,084	309,414			
大 学 卒	302	34.5	352,777	47,722	305,055			
短 大 卒	95	43.6	378,084	60,467	317,617			
高 校 卒	237	39.1	363,448	53,275	310,173			
中 学 卒	4	45.2	372,863	44,247	328,616			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	48	52.6	518,351	399	517,952	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	33	53.9	515,772	571	515,201	
短 大 卒	5	53.7	503,166	0	503,166	
高 校 卒	9	47.5	539,447	0	539,447	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技術部長	29	52.1	543,668	0	543,668	同 上
大 学 卒	16	50.2	551,382	0	551,382	
短 大 卒	4	53.0	448,748	0	448,748	
高 校 卒	9	55.3	574,082	0	574,082	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	14	50.9	449,283	1,414	447,869	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	6	47.7	470,051	3,109	466,942	
短 大 卒	2	55.0	481,230	0	481,230	
高 校 卒	6	53.2	415,536	0	415,536	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	30	48.9	470,926	0	470,926	同 上
大 学 卒	11	47.6	460,212	0	460,212	
短 大 卒	4	49.5	427,990	0	427,990	
高 校 卒	15	49.8	491,734	0	491,734	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	137	48.1	462,995	5,661	457,334	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	82	48.0	464,562	8,594	455,968	
短 大 卒	18	48.0	454,741	0	454,741	
高 校 卒	36	48.5	463,688	1,740	461,948	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技術課長	102	47.7	451,984	21,461	430,523	同 上
大 学 卒	48	47.5	455,047	20,226	434,821	
短 大 卒	21	48.4	458,588	12,335	446,253	
高 校 卒	33	47.6	443,854	28,637	415,217	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	27	45.4	422,660	50,912	371,748	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	22	45.7	424,003	54,501	369,502	
	短 大 卒	2	47.5	446,827	63,030	383,797	
	高 校 卒	2	45.0	394,603	23,573	371,030	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	37	47.7	425,075	42,249	382,826	
	大 学 卒	23	45.5	420,837	34,624	386,213	
	短 大 卒	4	51.0	424,473	36,220	388,253	
	高 校 卒	9	50.8	438,959	76,265	362,694	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	152	44.5	376,755	44,911	331,844	
	大 学 卒	61	44.0	364,457	37,516	326,941	
	短 大 卒	31	45.8	373,907	48,417	325,490	
	高 校 卒	59	44.3	389,032	47,696	341,336	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	97	43.6	409,727	70,651	339,076	
	大 学 卒	53	42.9	410,660	66,170	344,490	
	短 大 卒	13	44.4	400,576	78,020	322,556	
	高 校 卒	30	44.3	413,333	76,059	337,274	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務主任	139	44.0	385,456	48,239	337,217	
	大 学 卒	58	43.0	379,412	46,099	333,313	
	短 大 卒	32	44.6	343,775	35,555	308,220	
	高 校 卒	48	44.7	415,873	58,714	357,159	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	104	41.7	376,862	60,751	316,111	
	大 学 卒	47	39.7	393,129	64,540	328,589	
短 大 卒	24	42.6	327,804	40,936	286,868		
高 校 卒	33	43.6	389,604	69,575	320,029		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	459	37.0	276,581	27,080	249,501		
大 学 卒	195	34.8	286,588	31,370	255,218		
短 大 卒	100	39.7	264,357	20,985	243,372		
高 校 卒	164	38.3	271,044	25,197	245,847		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	338	36.9	360,576	75,689	284,887		
大 学 卒	165	34.2	346,706	70,484	276,222		
短 大 卒	64	42.7	356,486	58,267	298,219		
高 校 卒	106	36.7	374,025	89,815	284,210		
中 学 卒	3	46.9	552,666	157,259	395,407		

4 企業規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	*	*	*	*	*	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	4	56.8	470,774	0	470,774	同 上
大 学 卒	3	57.8	466,301	0	466,301	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	5	48.7	448,706	0	448,706	同 上
大 学 卒	2	48.0	450,913	0	450,913	
短 大 卒	2	47.0	455,316	0	455,316	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	11	48.4	466,768	0	466,768	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	4	46.8	485,336	0	485,336	
短 大 卒	2	45.5	475,100	0	475,100	
高 校 卒	5	50.9	448,580	0	448,580	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	10	51.9	431,059	5,746	425,313	同 上
大 学 卒	3	45.2	436,435	0	436,435	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	6	55.8	434,710	9,098	425,612	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事務課長代理	-	-	-	-	-	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	*	*	*	*	*	同 上
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係長	23	44.5	342,859	17,107	325,752	係の長及び係長級専門職
大 学 卒	7	39.5	359,069	18,648	340,421	
短 大 卒	4	44.5	378,063	9,488	368,575	
高 校 卒	12	47.4	321,668	18,748	302,920	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術係長	6	42.3	361,205	22,691	338,514	同 上
大 学 卒	2	43.5	356,886	31,716	325,170	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	3	41.8	364,941	17,067	347,874	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事務主任	8	43.4	368,434	73,444	294,990	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
大 学 卒	3	41.8	365,297	80,479	284,818	
短 大 卒	3	42.2	365,326	78,724	286,602	
高 校 卒	2	47.5	377,801	54,972	322,829	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術主任	7	40.6	348,476	70,489	277,987	同 上
大 学 卒	3	37.8	345,796	62,463	283,333	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	4	42.8	350,486	76,509	273,977	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係員	91	36.2	256,428	14,089	242,339	
大 学 卒	34	34.4	283,775	19,409	264,366	
短 大 卒	27	34.1	238,125	7,954	230,171	
高 校 卒	30	41.1	239,301	13,699	225,602	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術係員	57	40.0	313,321	32,468	280,853	
大 学 卒	37	37.8	320,347	35,658	284,689	
短 大 卒	7	43.9	292,307	31,134	261,173	
高 校 卒	13	44.7	303,066	23,211	279,855	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-		
	守衛	11	57.3	453,515	26,348		427,167
	用務員	-	-	-	-		-
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役 兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以 上の部(課)の長	
	研究部(課)長	12	46.3	546,983	21,310		525,673
	研究室(係)長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究 所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。)
	主任研究員	-	-	-	-	-	
	研究員	25	34.8	386,681	58,026	328,655	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	6	59.3	1,552,041	91,288	1,460,753	上記院長に事故等のあるときの職 務代行者
	医科長	19	45.3	1,303,282	258,394	1,044,888	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	17	32.7	733,251	103,242	630,009	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	15	34.0	363,461	41,967	321,494	
	診療放射線技師	13	37.3	380,623	43,643	336,980	
	臨床検査技師	17	35.4	333,469	28,295	305,174	
	栄養士	7	43.2	379,232	11,279	367,953	
	理学療法士	17	31.0	289,059	12,917	276,142	
	作業療法士	15	31.6	285,486	7,590	277,896	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看護師長	17	51.0	471,802	37,519	434,283	部下に看護師又は准看護師5人以 上
	看護師	56	38.0	355,115	60,222	294,893	
准看護師	14	50.0	341,786	58,151	283,635		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
教育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	4	60.8	786,205	0	786,205	
	大学教授	19	55.5	611,007	0	611,007	
	大学准教授	16	49.9	524,547	0	524,547	
	大学講師	3	53.8	496,180	0	496,180	
	大学助教	17	45.6	486,978	0	486,978	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
	高等学校教諭	22	42.0	414,269	0	414,269	

その3 再雇用者

1 企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	-	-	-	-	-	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	6	62.0	394,358	0	394,358	
事務・技術部次長	2	61.0	326,363	10,375	315,988	
事務・技術課長	6	62.3	435,347	0	435,347	
事務・技術課長代理	2	61.5	382,661	40,100	342,561	
事務・技術係長	5	62.5	288,979	11,854	277,125	
事務・技術主任	41	62.2	213,592	2,425	211,167	
事務・技術係員	264	62.6	256,511	12,628	243,883	

2 企業規模計 (60歳男性のみ)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	-	-	-	-	-	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	*	*	*	*	*	
事務・技術部次長	*	*	*	*	*	
事務・技術課長	2	60.0	412,113	0	412,113	
事務・技術課長代理	-	-	-	-	-	
事務・技術係長	*	*	*	*	*	
事務・技術主任	7	60.0	212,705	376	212,329	
事務・技術係員	64	60.0	257,328	15,555	241,773	

第13表 民間事業所における初任給の改定状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

項目 学歴・企業規模		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 56.8	% (44.7)	% (53.8)	% (1.5)	% 43.2
	500人以上	86.5	(51.7)	(46.0)	(2.3)	13.5
	100人以上 500人未満	40.7	(34.7)	(65.3)	(0.0)	59.3
	100人未満	14.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	85.7
高校卒	規模計	44.1	(51.6)	(44.5)	(3.9)	55.9
	500人以上	71.6	(50.7)	(43.8)	(5.5)	28.4
	100人以上 500人未満	23.5	(60.1)	(39.9)	(0.0)	76.5
	100人未満	21.4	(33.3)	(66.7)	(0.0)	78.6

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間事業所における定期昇給制度の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

項目 役職・企業規模		定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計	% 96.1	% (41.1)	% (85.2)	% (39.1)	% 3.9
	500人以上	95.2	(49.5)	(87.1)	(43.8)	4.8
	100人以上 500人未満	98.1	(39.0)	(86.2)	(44.7)	1.9
	100人未満	92.9	(23.1)	(76.9)	(7.7)	7.1
課長級	規模計	86.3	(33.6)	(84.8)	(36.2)	13.7
	500人以上	77.0	(42.5)	(87.1)	(41.1)	23.0
	100人以上 500人未満	93.4	(29.9)	(85.5)	(41.9)	6.6
	100人未満	92.9	(23.1)	(76.9)	(7.7)	7.1

(注) () 内は、定期昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第 15 表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	係 員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 57.9	% 42.1	% 47.2	% 52.8	% 44.5	% 55.5
500人以上	60.6	39.4	44.0	56.0	40.7	59.3
100人以上 500人未満	59.9	40.1	54.8	45.2	51.8	48.2
100人未満	45.2	54.8	36.8	63.2	35.3	64.7

第 16 表 民間事業所における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	81.2%
配偶者に家族手当を支給する	(84.6%)
子に家族手当を支給する	(100.0%)
家族手当制度が無い	18.8%

(注) () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給額

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配 偶 者	11,252 円
配偶者と子1人	17,777 円
配偶者と子2人	23,975 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級または9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については、3,500円)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第 17 表 民間事業所における住宅手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給	40.6%
非支給	59.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

(注) 「中位階層」とは、手当月額の平均値ではなく、個々のデータの分布の中央に位置する階層のことである。

備考 市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、25,700円である。

第 18 表 公民比較における比較対象従業員

職 種	要 件
支店長、工場長	・構成員 50 人以上の支店（社）又は工場の長
事務・技術部長	・構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長 ・職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
事務・技術部次長	・部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職 ・部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者
事務・技術課長	・構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長 ・職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
事務・技術課長代理	・課長に事故等のあるときの職務代行者 ・直属の部下に係長又は部下 4 人以上を有する課長代理 ・職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 ・課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、課長と係長の間に位置付けられる者
事務・技術係長	・係の長又は係長級専門職
事務・技術主任	・係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ・係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ・係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者 ・係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者
事務・技術係員	・上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

3 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標

項 目			年 月					
			平成30年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 (調査産業計)	静岡県	金額 (円)	277,484	272,037	276,231	275,394	277,433
			前年同月比 (%)	0.4	△ 0.6	△ 0.7	0.5	1.3
		全国	金額 (円)	298,466	294,500	296,802	296,444	295,546
			前年同月比 (%)	0.2	0.8	0.8	0.8	1.1
	うち 所定内給与	静岡県	金額 (円)	250,023	247,122	250,055	249,221	251,360
			前年同月比 (%)	0.9	0.3	△ 0.4	1.0	1.7
		全国	金額 (円)	272,362	269,892	271,771	271,441	270,844
			前年同月比 (%)	0.3	0.8	0.6	0.6	1.1
	総実労働時間数 (調査産業計)	静岡県 (時間)		155.3	146.8	155.8	154.1	147.6
		全国 (時間)		150.8	146.5	152.5	150.8	145.9
うち所定外 労働時間数		静岡県 (時間)	13.7	13.5	13.5	13.6	12.8	
		全国 (時間)	13.0	12.4	12.4	12.4	11.8	
生計費 (総務省家計調査)	消費支出 二人以上の世帯	浜松市	金額 (円)	386,613	322,320	310,158	303,137	323,483
			前年同月比 (%)	38.9	4.1	12.2	22.0	14.7
		全国	金額 (円)	294,439	281,307	267,641	283,387	292,481
			前年同月比 (%)	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	1.5	4.3
物 価	消費者物価 指数 (総務省)	浜松市	前年同月比 (%)	0.7	0.9	1.0	1.1	1.5
		全国	前年同月比 (%)	0.6	0.7	0.7	0.9	1.3
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比 (%)	2.2	2.7	2.8	3.1	3.1
雇用 ・ そ の 他	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比 (%)	0.5	0.6	0.5	0.2	0.3
	有効求人倍率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)			1.60	1.61	1.61	1.62	1.63
	完全失業率 (%) (季節調整値・総務省)			2.5	2.3	2.5	2.5	2.4

- (注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
 2 「生計費」は、全国・浜松市とも農林漁家世帯を含む数値である。
 3 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、平成27年平均を100とした指数を基礎としている。

9 月	10 月	11 月	12 月	平成31年				令和元年 5 月
				1 月	2 月	3 月	4 月	
271,758	274,484	276,261	276,153	270,397	273,468	271,317	277,509	275,771
△ 1.5	△ 0.9	0.0	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.2	0.0	1.3
295,548	298,297	298,747	297,598	291,891	292,808	295,281	299,489	294,772
0.5	1.1	1.4	0.9	0.0	0.3	△ 0.1	0.3	0.1
246,133	247,547	249,256	249,102	243,632	246,281	244,123	249,523	248,630
△ 0.7	△ 0.7	0.5	△ 0.3	△ 1.4	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.2	0.6
271,249	272,559	272,234	271,504	267,076	267,575	269,650	273,350	269,438
0.6	1.1	1.3	1.0	△ 0.1	0.2	△ 0.2	0.3	△ 0.1
147.7	152.1	158.7	149.3	138.4	148.0	147.7	152.8	143.9
143.3	150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7	141.4
13.0	13.9	14.5	13.5	12.6	13.3	12.9	13.5	12.3
12.2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1	12.4
303,127	326,128	283,296	360,356	298,102	256,620	351,566	305,049	333,918
7.6	30.1	1.2	25.6	△ 6.9	△ 0.6	18.8	△ 21.1	3.6
271,273	290,396	281,041	329,271	296,345	271,232	309,274	301,136	300,901
0.9	2.7	1.3	2.2	2.3	2.1	2.7	2.3	7.0
1.5	1.4	0.9	0.3	0.0	△ 0.1	0.0	0.6	0.4
1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7
3.0	3.0	2.3	1.4	0.6	0.9	1.3	1.2	0.6
0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.2	1.1	1.1	0.8
1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62
2.4	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	2.4

職員の給与等に関する報告及び勧告
令和元年9月発行

浜松市人事委員会

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目12番7号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



ウォーター・マリンスポーツの聖地 浜松